

■三鷹市測量標（公共基準点）の管理保全についての概要

三鷹市公共基準点は、GPS測量方式等により設置されています。

極めて精度が高く、また、日本国内だけではなく世界でも共通に利用できる統一した座標値による測量標（公共基準点）です。

この測量標を基に地積測量などが行われ、土地取引の適正化や公共事業等（道路整備事業等）の円滑化のために非常に重要な測量標となっております。

このことから、測量標に接近、又は測量標が支障となる工事を行う場合は、三鷹市測量標管理保全要綱及び同施行に伴う運用基準に基づいて手続きを行うようお願いいたします。

手続き等の概要は下記のとおりです。

記

1 測量標（公共基準点）の種類

（1）1級公共基準点

（2）2級公共基準点（街区三角点）

一般的な公共基準点の構造は、運用基準に明記

（3）3級公共基準点（街区多角点）

一般的な公共基準点の構造は、運用基準に明記

（4）節点（公共基準点3級相当及び公共基準点4級相当）

（5）補助点（公共基準点4級相当）

2 順守していただく要綱等

（1）三鷹市測量標管理保全要綱

（2）三鷹市測量標管理保全要綱の施行に伴う運用基準

3 設置箇所の調査方法

基準点網図や点の記等については、三鷹市都市整備部道路管理課窓口で確認できます。

※手続きのフローについては、次ページを確認してください。

4 手続のフロー

工事施工箇所が基準点に支障を及ぼす又はおそれがあると思われる場合

- ・ 掘削底面端から 45° の線に測量標がはいる掘削工事等をする場合
(掘削底面が 60 cm 以下の場合はすべて 60cm とします)
- ・ 杭打ち、杭抜き工事等で振動がある場合
- ・ 測量標近辺 (測量標の周囲 5m 以内) の舗装工事等をする場合
- ・ その他、測量標の機能に影響を及ぼすと思われる場合



工事施工前に『工事施工届出書』(運用基準様式第 8 号)を三鷹市に提出



明らかに測量標の機能を害する



『測量標一時撤去・移転許可申請書』
(様式第 9 号)を三鷹市に提出



「測量標復旧測量」、「測量標移転測量」
にて、工事施工前後に測量し、機能回復
を計る



『測量標確認報告書』(様式第 12 号)
を三鷹市に提出



三鷹市担当職員にて現地確認



測量標の機能を害するおそれがある



「測量標確認測量」にて、工事施工前後
に測量し、位置の確認をする



『測量標確認報告書』(様式第 12 号)
を三鷹市に提出



三鷹市担当職員にて現地確認

※ 上記の様式及び測量標の確認測量等の方法については、『三鷹市測量標管理保全要綱の施行に伴う運用基準』でご確認ください。

※ 上記フローはあくまで一般的なものであり、詳細については担当係にお問合せください。

※ 街区多角点節点は復元時に写真提出をもって「測量標確認報告書」に替えることができます。

※ 補助点については上記の手続きは不要です。(復元時に写真提出する。)

5 担当係及び書類提出先

三鷹市都市整備部道路管理課境界確定係

TEL 0422-29-9707